

令和6年度 安全重点施策

1 安全運航の維持

- (1) 運航可否判断
各船長と運航管理者は、気象・海象等の情報共有を図り、荒天や視界不良時等は十分な運航可否協議を実施し、適切な可否判断を行い安全最優先とします。
- (2) 航行中の見張りの強化
船長と乗組員は常にコミュニケーションをとってBRMを実施し、航行中は周囲の目視確認とレーダー・GPS等の航海計器を活用し、見張りの強化を図ります。
- (3) 報告・連絡・相談の確実な実施
乗組員が交代する際は作業内容等の報連相を確実に実施し、引継ぎ漏れのないよう努めます。
- (4) 船体・機関のトラブル防止
発航前点検及び終了時点検等の確実な実施と年間整備計画を策定し、各機器の点検整備を定期的に実施します。
- (5) 安全管理規程、運航基準の遵守
 - ① 各規程・関係法令を理解し、輸送の安全確保に努めます。
 - ② 船長は安全管理規程をはじめ、運航基準を遵守し、運航基準図別図を活用して安全運航に努めます。

2 職員の健康管理と感染症防止対策

- (1) 職員の健康管理
 - ① 勤務中においては適宜手洗い・うがい・手指消毒等の励行に努めます。
 - ② 始業前にアルコールチェッカーによる呼気確認を実施します。
 - (2) 感染症予防対策
 - ① 船内・待合所・事務所内等のアルコール消毒液の設置を継続し、乗客と職員の感染防止に努めます。
 - ② 職員は状況に応じてマスクを着用する等の感染防止対策を講じます。
- ※感染拡大状況に応じて、適宜各対策の見直しを図るものとします。

3 事故・怪我の防止

- (1) 船舶・陸上施設の点検
船内・棧橋・待合所等の各設備を点検し、異常の早期発見に努め、事故・怪我を未然に防止します。
- (2) 航海中の安全確保
航海中は巡視等で毎便船内の状況を確認し、乗客の安全確保に努めます。
- (3) 乗下船サポート
 - ① 舷門には2名の乗組員を配置し、高齢者・障がい者・妊婦・幼児・小中学生の乗下船サポートを行い、乗り場や行先案内を実施します。
 - ② 状況に応じ、乗降スロープや車いすを活用して安全な乗下船に努めます。
 - ③ 乗下船時は船内や棧橋にて、転倒防止のため足元の注意喚起を行い、声掛け等を実施します。

4 緊急・非常時に備えた体制の構築

- (1) 救命具(胴衣)、防災備蓄品の管理
 - ① 救命胴衣・救命浮器・AED等の救命設備の点検を徹底し、非常時に使用できる状態を保ちます。
 - ② 船内備蓄品の使用期限等を定期的に点検します。
- (2) 人命救助対応
救命講習の積極的な受講等により、救命処置にかかる必要な技術の向上を図ります。
- (3) 地震・津波発生時の対応訓練実施
 - ① 地震・津波発生時及び事故等を想定した訓練を実施します。
 - ② 各港の避難経路を把握し、迅速な避難誘導ができる体制を構築します。
- (4) 操練等による非常事態等への対応
 - ① 操練では各種訓練を実施すると共に、各機器取扱の慣熟と作動確認を行います。
 - ② 旅客船乗組員研修を受講し、乗客の避難誘導など操練に合わせ実施し非常・緊急時に備えます。

